

# 事業者用太陽光発電設備等導入支援事業 のご案内

温室効果ガスの削減を図るため、「太陽光発電設備及び蓄電池の導入」を補助します。

## 1 補助対象者

県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人、学校法人、青色申告を行っている個人事業主 等

## 2 補助対象設備

### 太陽光発電設備、蓄電池

- ※ 自家消費を目的とした導入であること
- ※ 未使用品の導入であること
- ※ リース又はオンサイトPPAによる導入の場合も補助対象となります。

| 太陽光発電設備（単独） | 蓄電池（単独） | 太陽光発電設備+蓄電池 |
|-------------|---------|-------------|
| ○           | ×       | ○           |

## 3 補助率及び補助上限額

| 補助対象設備  | 補助率                                                           | 補助上限額                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 太陽光発電設備 | 定額：5万円/kW<br>※太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値に乗じて算出（小数点第2位以下切り捨て）   | 500万円<br>（出力：100kW）                                       |
| 蓄電池     | 補助対象経費（※）の1/3<br>※蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く） | 20kWh未満の蓄電池：516.6万円<br>20kWh以上の蓄電池：633.3万円<br>（容量：100kWh） |

## 4 申請期間

令和7（2025）年5月7日（水）～10月31日（金）

- ※ 申請開始日から先着順で受付、審査します。
- ※ 申請期間内であっても、予算額を超える申請があった日をもって受付を終了します。
- ※ 受付終了日に複数の申請書が提出された場合は、抽選によって選定します。

## 5 その他

交付決定前に事業着手（工事着工）した場合は**補助対象外**となります。

- ※ 契約・発注については、事業着手に該当しません。  
ただし、令和7（2025）年4月1日以降の契約・発注に限ります。
- ※ **交付決定時期は、提出した書類に不備等がない場合、提出から約1ヶ月後**になります。

〈問い合わせ先〉栃木県環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館11階

TEL：028-623-3262 FAX：028-623-3259

[https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/jikasyouhitaiyoukou\\_zigyousya.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/jikasyouhitaiyoukou_zigyousya.html)

詳細はHPへ

